

令和3年度 第2回

境港市国民健康保険運営協議会

日 時 令和3年12月23日(木)

午後1時30分～

場 所 境港市役所 第一会議室

～～～ 日 程 ～～～

1.開 会

2.会長あいさつ

3.市民生活部長あいさつ

4.委員出席状況報告

5.議事録署名委員の選任

6.協議事項

令和4年度国民健康保険税について(1頁)

7.その 他

8.閉 会

## 令和4年度 国民健康保険税について

### 《提案事項》

令和4年度の国民健康保険税の税率は、令和3年度と同様とし、  
税率改定は行わない。

### 1 令和4年度の「納付金」の算定方法

「国民健康保険事業費納付金」は平成 30 年度に始まった制度で、市町村は、県が示す納付金総額を保険税等で確保して県に納める。

令和4年度の納付金は、3年度と同様の算定方法となる予定である。

### 2 保険税率を改定しない理由

① 令和4年度の納付金の算定方法に大きな変更がない。

② 納付金の財源が不足した場合は、国民健康保険基金から充当することが可能である。

※ 国民健康保険基金残高・・・303,471,629円 (R3.11.30現在)

### <H30.1.26 国保運営協議会答申 (抜粋)>

「この制度改革への対応に当たっては、被保険者の保険税負担の変動を抑制しつつ、段階的に本来の保険税率に改定し、制度への円滑な移行を図るため、市においても独自の激変緩和措置として、国民健康保険基金から、初年度(平成 30 年度)は増加額の全額相当を充当し、次年度は充当額を減額することが適当である」

### 3 保険料(税)水準の統一について

第2期鳥取県国民健康保険運営方針において、県内保険料(税)統一の時期等について具体的に検討を進めると定められている。

これを踏まえ、令和 5 年度中までを目途に、保険料(税)水準の統一に向けたロードマップの作成を行うこととなった。

今後、各市町村の現状整理をしたうえで、国民健康保険連携会議や鳥取県国民健康保険運営協議会で協議し、ロードマップを策定する。